

第3次福井県医療費適正化計画（案）に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果と県の考え方

第2章 医療費の現状と課題

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	保健事業実施前の正確なレセプト分析および保健事業実施後の効果判定は重要である。より正確な分析ができるよう民間会社の医療費分析支援事業の活用を検討してほしい。	各保険者が、それぞれの健康課題に応じた効果的な保健事業をすすめていくため、必要となる医療費等の分析について市町等と協議しながら検討する予定です。

第4章 目標実現のための施策の実施

1（1）イ 適度な運動習慣の定着化支援

2（2）エ 社会参加を通じた「生涯活躍社会」の推進

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
2	高齢者の健康づくりや体力づくりに力を入れることで医療費の抑制につながるのではないかと。	ウォーキングやラジオ体操などにより高齢世代だけでなく、若い頃から運動習慣を身に付け、生涯を通じた健康づくりを進めることとしています。 特に高齢者には、フレイル（介護が必要となる一歩手前の筋力や認知機能など心身の活力が低下した状態）予防活動を推進し、栄養、運動および社会参加による高齢者の自発的な健康づくりを促進することとしております。

1（1）ウ たばこ対策の充実

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
3	若い人の健康を守るため、20代の喫煙率が高い理由を分析し、喫煙率を下げる具体的な対策を考えてほしい。	小中高校の早期から喫煙防止のための出前教室を実施し、将来的に20代の喫煙率減少を図るとともに、入社の際にたばこの害を伝える研修等を実施することとしております。 また、今後、関係団体と連携し、年代別に喫煙の要因を把握することを検討してまいります。

4	喫煙者は歯周病で歯を失う人が多く、受動喫煙でも同様のリスクがある。また、歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんも因果関係があり、これらも強調した施策や啓発が重要である。	県医師会、歯科医師会等と協力しながら、健診や日常診療などの機会における禁煙教育の徹底等を推進していきます。
5	喫煙および受動喫煙が諸疾患、重症化の要因になっていることが明らかだが、治療や入院加療・手術に至っても喫煙し続ける患者も少なくなく、重症化予防の妨げ、医療費高の一因になっていることから、抜本的な対処・対策をしてほしい。	
6	公共施設、庁舎（議会棟、出先機関を含める）、関係機関等の敷地内または屋内全面禁煙の周知徹底および要請ならびに貴管下職員の勤務中の禁煙実施をしてほしい。	県・市町の行政機関、医療機関等において、建物内禁煙を実施するとともに、飲食店や宿泊施設等においては、禁煙または分煙がわかる表示をすることで、受動喫煙防止対策を強化していくこととしております。
7	国の健康増進法の改正では、面積等による措置や喫煙専用室を設置すれば喫煙できる等、非喫煙者や従業員の健康を守られない。条例による既存飲食店の全面禁煙義務化をしてほしい。	また、母子手帳交付時や子育て教室等で、妊産婦へのたばこの害に関する啓発を強化することとしております。 なお、屋外での喫煙については、国における健康への影響についての検討や健康増進法改正の動向等を踏まえて、適切に対応してまいります。
8	子どもや妊産婦を守るため、公共性の高い施設の全面禁煙を広げていくことや幼稚園や小中学校等の保護者への禁煙促進の働きかけや啓発、講習等をしてほしい。未成年者の喫煙防止とともに親や妊産婦、家族の禁煙を促すための抜本的施策をしてほしい。	
9	「分煙」は煙が漏れるので、公共施設や飲食店・職場や家庭内での全面禁煙のおよび遊泳場・屋外スポーツ施設・公園、遊園地等でも、受動喫煙の危害がないよう、禁煙措置の徹底・推奨をしてほしい。	
10	路上禁煙について、特に繁華街やアーケード商店街を優先に、コンビニ等の店外灰皿の禁止も含め、徹底してほしい。	

11	喫煙は、適切なりスク情報を承知した成人個人が自らの健康に与える影響を勘案しつつ、自らの責任で判断しているものなので、喫煙率減少を数値目標に設定することは個人の嗜好に行政が介入し個々の判断を特定の方向にむけようとするに他ならず、問題であると考え。	喫煙が健康に及ぼす影響について周知を図り、禁煙を希望する方への禁煙支援などにより、喫煙率減少を目指していきます。 御意見については、今後の参考にさせていただきます。
12	受動喫煙防止対策の検討は、科学的知見に基づく議論を行ってほしい。また、施設管理者や利用者等の意見を十分に聴取した上で、一律の規制によらず、関係者が納得し、自主的に取組みを進めていけるよう、慎重な議論をしてほしい。	
13	喫煙、受動喫煙のたばこに非燃焼性の加熱性たばこ等の新型たばこも含めるようにしてほしい。	新型たばこについても、国における健康への影響についての検討や健康増進法改正の動向等を踏まえて、適切に対応してまいります。

1 (2) ウ 歯科保健対策の充実

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
14	糖尿病と歯周病は密接な関係があり、エビデンスに基づくもの。「歯科健診」との表記では虫歯予防のみの限定的な理解になるため、成人に対する「歯周病健診」や後期高齢者に対する「口腔管理を含めた歯科健診」の必要性が分かるように表記してほしい。	施策の体系図や具体的施策において、特定健診と併せた「歯周病健診」の受診や後期高齢者への「口腔管理に関する歯科健診」の実施という内容に修正します。

2 (3) 適正な受診の促進

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
15	窓口負担が少ないためか、安易な受診をする高齢者がいると思われる。必要を超えた受診を控えるよう意識啓発が重要である。	かかりつけ医の定着を図る普及啓発や重複・頻回受診への指導事業などにより、適正な受診を促進することとしています。 また、各保険者と連携し、医療保険制度の仕組みや医療機関へのかかり方などについて、被保険者への普及啓発に努めます。

2（4） 医薬品の適正使用

No.	意見の概要	意見に対する県の考え方
16	後発医薬品は、患者の自己負担も保険者の負担も小さくなることを、わかりやすく広報すると良いと思う。	後発医薬品希望カードやリーフレットでの啓発のほか、後発医薬品を利用した場合の医療費差額通知により、自己負担額が小さくなることをお知らせすることとしています。